議案第２０３号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２７７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定	（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定

期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。